

## 所定疾患施設療養費について

平成 24 年度の報酬改定により、介護老人保健施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

### ◆算定要件

- ①対象者となる入所者の状態は次のとおりです。
  - ・肺炎
  - ・尿路感染症
  - ・带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
- ②所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1 回に連続する 7 日を限度とし、月 1 回に限り算定するものであるため、1 月に連続しない 1 日を 7 回算定することは認められないものであること。
- ③所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできないこと。
- ④算定する場合にあつては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
- ⑤請求に際して、診断、行った検査、治療内容等を記載すること。
- ⑥当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

平成27年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	7人	30日
尿路感染症	2人	7日
带状疱疹	—	—

平成28年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	10人	46日
尿路感染症	4人	27日
带状疱疹	—	—

平成29年度 算定状況		
	のべ人数	算定日数
肺炎	7人	37日
尿路感染症	—	—
带状疱疹	—	—